

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いの町長 池田 牧子

市町村名 (市町村コード)	いの町 (39386)
地域名 (地域内農業集落名)	沖田 ( 是友 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月15日、令和6年2月29日 (第1回、第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念される。また不正形な農地や、接道がない農地、水が行き渡らない農地が存在し耕作に支障をきたしている。  
 主な作物: 露地ショウガ、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・現在、集落営農組織設立に向けた準備を行っており、組織設立後は担い手やオペレーターを確保していく。
- ・所有者の同意のもと、ほ場整備を進め今後も農業が継続出来る体制を整備する。
- ・ほ場整備終了後には水稻部分の作付を高収益作物の露地生姜に転換するよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農用地区域内及び、いの町沖田土地改良組合の組合員が作付する当該地区の農地を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
所有者の同意のもと農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しほ場整備を進める。ほ場整備にあたり、当該農地を農地中間管理機構に貸し出し担い手へ集約を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区全体の農地を農地中間管理機構に貸し出し、80%以上の農地を担い手に集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、当該地区の農用地の大区画化等のための基盤整備を実施出来るよう地区全域の所有者からの同意が得られるように進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県やJAと連携し、地域内外から新規就農希望者を募集し、補助金等も活用しながら担い手の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者がないため、集落内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況である。省力化機械の共同利用等の方法を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③ほ場整備により農用地の区画化を行った後、ドローンを導入し省力化を進める。